

2025年10月

(※赤字更新)

【初級】介護技能実習評価試験（実技試験） Q & A

一般社団法人シルバーサービス振興会

介護技能実習評価試験 事務局

<初級試験全体について>

	質問	回答
Q1	・初級試験はどれくらいのレベルが求められますか。 ・必ず技能実習指導員が立ち会わなければいけないのでしょうか。	初級試験（第1号技能実習修了時）において求められるレベルは、「指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル」となります。そのため、実技試験では、「技能実習指導員の指示の下、受検者（技能実習生）が利用者に対して行う介助及び安全衛生業務を評価する」ため、必ず技能実習指導員の立ち会いが必要となります。
Q2	技能実習指導員が試験当日不在となった場合、試験は中止になりますか。	「受検申請書」に記載されている技能実習指導員が不在の場合でも、他の技能実習指導員が立ち会うことができれば試験は実施可能です。技能実習指導員が完全に不在の場合は中止となるため、判明次第、すぐに試験実施機関に連絡してください。
Q3	試験評価者は、技能実習指導員の本人確認も行いますか。	「受検申請書」に技能実習指導員名を記載してもらいますが、試験評価者は当日、「受検申請書」に記載されている技能実習指導員であるか、氏名を確認します。ただし、受検申請時に記載した技能実習指導員の立ち会いが難しい場合、他の技能実習指導員でも構いません。この場合、当日試験評価者に直接申し出てください。
Q4 NEW	訪問系サービスと訪問系サービス以外で実技試験課題に違いはありますか。	厚労省の定める介護職種における習得すべき技能において、訪問系サービスと訪問系サービス以外での区別はないため、実技試験の試験課題に違いはありません。

<技能実習指導員の指示について>

	質問	回答
Q5	技能実習指導員の指示内容は統一されていますか。	技能実習指導員は、受検者が「決められた手順等に従って基本的な介護を実践できる」よう、定められた試験課題に沿って指示を行い、各試験課題が遅滞なく評価できるよう努めていただく必要があります。ただし、利用者の個々の状態像は異なることから、指示内容については一律とすることはできません。指示内容は定められた試験課題の評価項目に沿っていれば柔軟に行ってよいこととしています。ただし、指示は口頭によるものとします。
Q6	技能実習指導員の指示の方法は柔軟に、とありますか、英語や母国語の用語が混ざってもよいですか。	指示は日本語のみとします。
Q7	受検者が技能実習指導員の指示に対して間違ったケアを行った場合、技能実習指導員は訂正の声かけをしてよいですか。	技能実習指導員の指示に対して受検者が間違ったケアを行った場合、技能実習指導員が追加の指示（間違ったケアを修正する指示）を行うことは構いません。しかし、指示通りに介助が行えていないことから、「できない」と評価されます。
Q8	安全衛生業務（適切な手洗い、事故時の報告、車いすの点検）も技能実習指導員の指示のもとで試験を行うのですか。	安全衛生業務のなかの「事故時の報告」についてのみ、指示が無くとも事故の報告は行えるという観点から、技能実習指導員の指示は行わずに実施します。その他「適切な手洗い」「車いすの点検」は、技能実習指導員の指示のもと行います。
Q9	試験課題「車いすの点検」において、技能実習指導員の指示はどこまで出してよいのでしょうか。	技能実習指導員の指示は「評価項目」ごとであれば柔軟に出していただいて構いませんので、受検者の修得度合いにあわせて、点検項目ひとつずつ指示を出すことも差し支えありません。ただし、指示した点検項目とは異なる項目を点検した場合は「理解していない」「できない」と見なされますので、車いすの部位の名称についても正しい理解が必要となります。
Q10	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習指導員が指示を出し忘れた場合はどうなりますか。 ・受検者が技能実習指導員の指示を出す前に行動した場合、評価基準の内容ができていたとしても評価は×になりますか。 	初級においては、受検者は技能実習指導員の指示のもとで介助を行うとされています。技能実習指導員の指示がない状態で受検者が介助を行った場合、試験評価者は技能実習指導員に指示を出すよう依頼します。なお、指示の出し忘れがないよう、試験当日は技能実習評価試験専用ホームページに掲載されている試験

	<p>課題を印刷する等して、手元に持ちながら試験課題を進めていただいて構いません。なお、技能実習指導員の指示は、「評価項目」ごとに柔軟に出すこととしていますので、「評価項目」に関する指示がない状態で進めた場合は「×」となります。たとえ介護行為ができていたとしても、初級の受検者は自ら判断せず、技能実習指導員の指示のもと介護を行わなければいけないことから、指示のもとできていないと判断されます。</p>
--	--

＜試験課題「起居の介助」について＞

	質問	回答
Q11	利用者が自ら起き上がってしまった場合は、やり直しですか。	利用者が自ら起き上がってしまった場合、評価できない評価基準があるため、別の方で再度介助を確認させていただきます。

＜試験課題「座位での上衣の着脱の介助」について＞

	質問	回答
Q12	「健側から脱ぎ、患側から着るという順番で介助を行っている」という評価基準がありますが、麻痺がある利用者を選定しなければいけませんか。	健側、患側は麻痺だけを指しているわけではありません。どちらかの手に痛みがあるような場合は「痛みがない側」を、特にない場合は「利き手」を健側とすることも可能です。麻痺や拘縮がない場合は、利用者票の利用者の属性欄に記載するところがないため、実技試験開始前に試験評価者にどちらを健側、患側として取り扱うのか試験評価者に申告してください。
Q13	衣服の着脱の介助において、評価項目「プライバシーへの配慮」は、利用者の個室で実施し、カーテンや間仕切りがない場合は、カーテンを閉めるふり等の行為を行うのでしょうか。	実技試験が個室で行われたとしても、プライバシーへの配慮として個室のドアが閉まっているか、窓のカーテンは閉まっているか等の確認は必要です。試験を実施している環境下で、プライバシーへの配慮を行ってください。

<試験課題「車いすでの移動の介助」について>

	質問	回答
Q14	「車いすでの移動の介助」では、どのような移動場面を想定されていますか。 ※専門級の Q&A にも掲載	安全に利用者の「車いすでの移動の介助」ができるかを確認するため、状況にあわせて声かけしているかが評価の対象となります。単に廊下をまっすぐに移動するだけではなく、居室から食堂、食堂からお手洗い等のように、方向転換を含む経路である必要があります。その周辺環境にあわせて、動かす前や方向転換をするとき等に声かけをしているかを試験評価者は確認します。

<試験課題「リスク管理」について>

	質問	回答
Q15	「リスク管理」は判断等試験とありますが、どのように行われますか。	試験評価者が事故の状況を示したイラストと、事故への対応方法を記載した選択肢を提示します。試験評価者の質問に従い、選択肢の中から「とるべき対応方法」を選ぶ試験です。

<試験課題「車いすの点検」について>

	質問	回答
Q16	試験課題「車いすの点検」において、「ブレーキが効くこと」とありますが、介助ブレーキと駐車ブレーキ両方がある場合、両方とも効くことを確認する必要があります。片方しか確認していない場合、「できない」となります。	介助ブレーキと駐車ブレーキ両方がある場合、両方とも効くことを確認する必要があります。片方しか確認していない場合、「できない」となります。